

住民監査請求監査結果

(unnecessary宿泊による旅費の不正支出が疑われる件他)

平成26年 9 月 19 日

湯沢市監査委員

目 次

第 1	監査の請求	1
1	請求書の提出日	1
2	請求者	1
3	請求の内容	1
4	請求の要旨に添付された事実を証する書面	4
5	主張する事実の要旨及び措置要求	5
第 2	要件の審査	5
第 3	監査委員の判断	5
第 4	監査の実施	5
1	請求人の証拠の提出及び陳述	5
2	監査対象事項等	6
第 5	事実関係の確認	6
第 6	監査の結果	7
第 7	市長に対する勧告	9
第 8	監査委員の意見	9

第1 監査請求

1 請求書の提出日

平成26年7月25日

2 請求者

4人（住所、氏名は省略）

3 請求の内容（※原文のとおり）

1 請求の要旨

本件請求は、当市に於ける公金支出の適正度を調査した結果、その一部が関係法令や財務規則、社会通念や市民感情に反する、違法・不当な財務会計行為に該当すると思料されると判断した為、別紙事実証明資料を添えて住民監査を求めるものである。

その違法・不当行為に対して疑義を抱く端緒となったのは、情報公開請求により一部公開された公文書であり、詳細は以下のとおりである。

一般会計2款1項1目9節（以下「旅費」という）及び、一般会計2款1項1目11節需用費の内の食糧費（以下単純に「食糧費」という）に係わる支出関係書類一式で、事実証明資料として提出するのは、平成25年7月29日から同31日にかけて、東京都麹町で行われた秋田産業サポーター会議（以下「サポーター会議」という）及び、本県にかほ市で行われた秋田県副市長会議（以下「副市長会議」という）へ出席した際の支出負担行為兼支出命令書、旅費請求書、清算書、班内回覧、復命書、原議書、領収書、秋田産業サポータークラブ事務局（以下「クラブ」という）及び秋田県市長会（以下「市長会」という）からの各種案内通知、支払決議書、支払証明書で構成された公文書一式である。

返還請求を求める対象は、2つの会議出席に伴って支出された旅費の一部と食糧費であるが、時系列上付随的に一括処理で支出された案件であるので、まずは先に旅費の不正該当部分のみにフォーカスを絞って以下に詳述していく。

(1). 不必要な宿泊による旅費の不正支出が疑われる件

理由は後述するが、結論から先に主張するならば、にかほ市への宿泊は不必要であった為に、それにより生じた旅費の損害額を返還すべきであるというのが我々の請求の要旨である。

具体的に返還を求める対象は、当市副市長●●●●氏（以下「副市長」という）が、副市長会議出席の為ににかほ市へ出張した際の宿泊料9,800

円並びに1日分の日当1,300円と、同会議に随行員として同行した総務企画部総務課主管(当時)の●●●●氏(以下「●●氏」という)の宿泊料9,800円及び2日分の日当2,600円である。

なお、副市長の返還対象日当を1日分としたのに対し、●●氏の日当を2日分と算定した根拠はこうである。副市長の場合は2泊3日の行程で東京と本県に連続して宿泊しており、その内東京での1泊で既に2日分の日当が支出されている為、にかほ市での1泊で追加的に生じた日当が1日分であるのに対し、●●氏はにかほ市1泊分のみの行程である為、『湯沢市職員等の旅費に関する条例』(以下「旅費条例」という)第16条第2号の、日当は宿泊が必要な場合に限り支給されるとの規定に基づき、宿泊しなければ日当は一切支給されなかったことに由来する。

従って、旅費に関する市への返還請求対象額は合計23,500円である。

では、違法・不当性の具体的な理由について述べていくが、平成25年7月19日付で市長会がにかほ市総務部企画情報課と連名で通知した日程案内資料を調査すると、随行者と運転者では夕食会の会場が別れていることに気が付く。おそらくこれは酒類提供の有無の違いによるものだろうと推察できるのだが、懇談会及び夕食会の終了時刻がP.M.7:00であることを念頭に置けば、宿泊なしで帰路に就くことを想定した当然の対応であろう。

県北、とりわけ鹿角市からの出席者であれば宿泊もまだ理解できるのだが、距離的にさして遠くない当市の場合であれば、宿泊せずに帰路に就くというのが社会通念上当然ではないのか。自費なら一向に構わないのだが、公金から宿泊費が捻出されていることを踏まえるべきであろう。

また、同資料の7. 宿泊の部分には、会場となったホテルエクセルキクスイについて「全国自治体職員サッカー大会開催中のため、同ホテルには宿泊できません」と記載されているが、では副市長と●●氏の2名はどこに宿泊したのであるだろうか。

領収書の添付義務がない為に、本当に宿泊したのだろうか、その真偽のほどに疑義を抱きかねないのだが、考え過ぎだろうか。

(2) . 会費を寸志に替えて支出額を不正に水増ししたと疑われる件

平成25年7月29日に東京都麹町で行われたサポーター会議への出席者は、副市長と産業振興部まるごと売る課ジオパーク推進室長(当時)の●●●●氏(以下「●●氏」という)の2名であるが、当該案件で不正な公金支出が疑われるのは以下の事由による。

同年6月24日付でクラブが発行した『サポーター会議進行概要案』について記載された通知の中に、懇談会への「会費6,500円」とタイプ印刷さ

れた部分に手書きで二重線を引いて、下段の余白スペースに「寸志30,000円（会費なし）」と追記している部分が看取されるのだが、何故会費6,500円×2人分の13,000円で済むところを、わざわざ寸志と替えて17,000円を増額する必要があるのだろうか。

これが個人的な支出であれば、相手方への感謝の念を込めてというのも理解できるのだが、市民からの血税を原資とした公金の場合、関係法令その他規則等に即した財務執行処理が求められる。この点を鑑みれば、当該案件は支出関係職員の法令等を無視した明白な裁量権逸脱若しくは職権濫用行為であり、社会通念の面からみても市民の理解を得ることは難しいだろう。

我が国は法治国家であり、そこには「法の支配」という概念が存在する以上、いくら相手方を慮る気持ちから生じた行為であったとしても容認されるものではなく、関係法令等に拘束された範囲内でしか財務会計行為を行えないである。

従って当該案件は「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない」ことを規定した地方財政法第4条第1項に抵触するのみならず、同第4条の2に規定された支出の増大に対する財政運営の健全化にも反する、触法行為である。

ところで、この30,000円の寸志については、通常であれば本来支出されるべきだった2名分の会費13,000円を控除した差額17,000円のみが返還対象額となるのだろうが、しかし、当該寸志は本来的に市長交際費から支出されるべき性質のものを、食糧費から支出している為に『湯沢市財務規則』第17条第1号及び同条第3号(1)に抵触する不正流用が疑われる為、その全額が返還対象であるのだが、当該事由による監査請求は別件で行う。

あり得ない話であることを前提に、仮に食糧費から寸志を支出した行為が適法であったと仮定しても、最低限17,000円の返還は不可避であろう。

以上のように、本件請求で返還を求める総額は旅費23,500並びに、食糧費30,000円の計53,500円であるが、最低でも旅費23,500円並びに、食糧費17,000円の計40,500円については、違法・不当な財務会計行為による市の損害と認定し、その返還を求める勧告を出すよう強く求める。

4 請求の要旨に添付された事実を証する書面

事実証明

- (1) 不必要な宿泊による旅費の不正支出が疑われる件
 - ① 湯沢市財務規則に基づく支出負担行為兼支出命令書の写し3枚
(平成25年7月19日命令日) 2枚 (平成25年7月26日命令日) 1枚
 - ② 湯沢市職員等の旅費に関する条例に基づく旅費請求書の写し2枚
(平成25年7月19日請求日 期間7月29日から7月31日まで) 1枚
(平成25年7月19日請求日 期間7月30日から7月31日まで) 1枚
 - ③ 湯沢市財務規則に基づく精算書の写し2枚
(平成25年8月1日決裁日 期間7月29日から7月31日まで) 1枚
(平成25年8月1日決裁日 期間7月30日から7月31日まで) 1枚
 - ④ 湯沢市職員等の旅費に関する条例に基づく旅行命令書の写し3枚
(平成25年7月18日命令日 期間7月29日から7月31日まで) 1枚
(平成25年7月12日命令日 期間7月29日から7月30日まで) 1枚
(平成25年7月18日命令日 期間7月30日から7月31日まで) 1枚
 - ⑤ 湯沢市財務規則に基づく支払決議書の写し1枚
(起案 平成25年7月25日 支払年月日 平成25年7月30日 前渡
資金整理簿記載 平成25年7月25日)
上記に添付された領収書の写し2枚
 - ⑥ 平成25年7月29日から30日までの旅行命令についての復命書の写し
1枚及び関係資料1枚(「第15回 秋田産業サポーター会議」進行概要
案についての写し)
 - ⑦ 平成25年7月30日から31日までの旅行命令についての復命書の写し
1枚及びこれに添付された資料2枚(秋田県副市長会議開催案内及び日
程の写し)
- (2) 会費を寸志に替えて支出額を不正に水増ししたと疑われる件
 - ① 湯沢市財務規則に基づく支払決議書の写し1枚(起案 平成25年7月
25日 支払年月日 平成25年7月29日 前渡資金整理簿記載 平成25
年7月25日)
 - ② 湯沢市財務規則に基づく支払証明書の写し1枚(平成25年7月29日)
 - ③ 上記添付資料「第15回 秋田産業サポーター会議」進行概要案につい
ての写し(会費二重線により削除等)

5 主張する事実の要旨及び措置要求

監査請求書(措置請求書)及び事実を証する書面に記載されている事項の内容を勘案して、措置要求の要旨を次のように理解した。

(1) 不必要な宿泊による旅費の不正支出が疑われる件

平成25年7月30日秋田県にかほ市で開催の秋田県副市長会議の日程では、午後5時20分から開催の懇親会が終わると全て終了(終了予定午後7時)となるので、距離的にさして遠くない当該市へは宿泊せずに戻るべきであると主張し、宿泊は不必要なため湯沢市職員等の旅費に関する条例に基づき支給された副市長及び随行員の宿泊料19,600円(9,800円×2名)及び日当3,900円(1,300円×3日)合計23,500円の返還を求めている。

(2) 会費を寸志に替えて支出額を不正に水増ししたと疑われる件

平成25年7月29日東京都内で開催の「第15回秋田産業サポーター会議」進行概要案には、懇談会会費6,500円と記載され2名出席のため合計13,000円を支払うべきところ、寸志として30,000円を支出している。

このことは、法令等を無視した明白な裁量権逸脱若しくは職権乱用行為であるため、本来支出すべき13,000円を控除した額17,000円(寸志30,000円-13,000円)の返還を求めている。

第2 要件の審査

監査の実施に当たり、本請求は、所定の形式要件は具備しているが、地方自治法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があるため、平成26年8月6日に全監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理した。

第3 監査委員の判断(地方自治法第242条の要件に係る判断)

住民監査請求は、市長や市職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補てんを求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本請求で請求人は、(1)不必要な宿泊による旅費の不正支出が疑われる件と(2)会費を寸志に替えて支出額を不正に水増ししたと疑われる件について、慎重に審査した結果、いずれも要件を満たしているので監査を実施することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成26年8

月25日に証拠の提出及び、平成26年8月26日に陳述の機会を設けたが、8月22日に欠席の連絡があったため、陳述は実施しなかった。また、新たな証拠の提出もなかった。

2 監査対象事項等

(1) 監査対象事項

地方自治法第242条の要件に係る判断により次の2点の事項について、本請求に係る支出が違法・不当に当たるかどうかを監査対象とした。

- ① 不必要な宿泊による旅費の不正支出が疑われる件について
- ② 会費を寸志に替えて支出額を不正に水増ししたと疑われる件について

(2) 監査対象部局

総務部総務課と産業振興部まるごと売る課を監査対象部局とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

また、会計管理者に依頼し、資料の確認を行った。

第5 事実関係の確認

監査対象事項について、関係機関からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) 「不必要な宿泊による旅費の不正支出が疑われる件」については、次のとおり判明した。

職員からの事情聴取によれば、副市長の出張日程については、平成25年7月29日午後6時から東京都千代田区平河町「ルポール麹町」において第15回秋田産業サポーター会議が開催され、その会の活動報告として副市長から「ジオパークと地熱開発」についての報告を行い、その後午後7時頃から懇親会が開催されたため東京都内に宿泊したとのことであった。

また、7月30日午後1時30分から秋田県にかほ市「ホテルエクセルキクスイ」において平成25年度第1回秋田県副市長会議が開催されるため副市長は、30日の午前に羽田空港から秋田空港へ飛行機により移動し、秋田空港からは公用車で秋田県副市長会議が開催されるにかほ市へと移動したとのことであった。

秋田県副市長会議の日程は、午後1時30分からの会議に始まりその後視察、懇談会を行い、全ての日程の終了時刻は午後7時である。

なお、総務課秘書室主幹が随行者(運転手兼)として出席している。

副市長のスケジュールを管理している総務課秘書室では、平成25年度第1回秋田県副市長会議の開催市であるにかほ市企画情報課を通じて、事前に宿泊先の斡旋を依頼し、30日には、斡旋されたにかほ市内にある宿泊施設に副市長・随行者が宿泊したとのことであった。

- (2) 会費を寸志に替えて支出額を不正に水増ししたと疑われる件については、次のとおり判明した。

平成25年7月29日午後6時から東京都千代田区平河町「ルポール麹町」において第15回秋田産業サポーター会議が開催され、その会の活動報告として副市長から「ジオパークと地熱開発」についての報告を行い、その後午後7時頃から懇談会に副市長と産業振興部まるごと売る課ジオパーク推進室長が参加したことを確認した。

また、その金額を湯沢市一般会計2款1項1目11節需用費の食糧費から支出したことを確認した。

なお、職員からの事情聴取によれば、「第15回秋田産業サポーター会議」進行概要案に記載されている懇親会会費一人6,500円2名で合計13,000円ではなく30,000円を支出した経緯については、秋田産業サポーター会議の会員の皆様には、日頃から当市事業への助言・協力等を頂いているので感謝の意を込めて寸志として支出したとのことであった。

第6 監査の結果

合議の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

- (1) 「不必要な宿泊による旅費の不正支出が疑われる件」について

本請求書で請求人は、平成25年7月30日開催の秋田県副市長会議の日程では、午後5時20分から開催の懇親会が終わると全て終了(終了予定午後7時)となるので、距離的にさして遠くない当該市へは宿泊せずに戻るべきであると主張し、宿泊は不必要なため湯沢市職員等の旅費に関する条例に基づき支給された副市長及び随行者の宿泊料19,600円(9,800円×2名)及び日当3,900円(1,300円×3日)合計23,500円の返還を求めている。

関係職員の事情聴取を行った結果、予てより副市長の出張スケジュールの中に政治的要件が含まれていること。また、健康管理面を考慮すると、宿泊することが妥当であると市長が判断し、旅行命令書に決裁したものである。

したがって、湯沢市職員等の旅費に関する条例第7条の「公務上必要であり又はやむを得ない事情」に該当するものであり、違法・不当なものではなく本件請求には理由がない。

(2) 会費を寸志に替えて支出額を不正に水増ししたと疑われる件について

本請求書で請求人は、平成25年7月29日東京都内で開催の「第15回秋田産業サポーター会議」進行概要案には、懇談会会費6,500円と記載され2名出席のため合計13,000円を支払うべきところ、寸志として30,000円を支出している。

このことは、法令等無視した明白な裁量権逸脱若しくは職権乱用行為であるため、本来支出すべき13,000円を控除した額17,000円(寸志30,000円－13,000円)の返還を求めている。

食糧費を支出する場合についての判例においては「地方公共団体の長又はその他の執行機関が、当該普通地方公共団体の事務を遂行し対外的折衝を行う過程において、社会通念上礼儀の範囲にとどまる程度の接遇を行うことは、当該普通公共団体も社会的実体を有するものとして活動している以上、その事務に追従するものとして、許容されるものというべきであるが、それが公的存在である普通地方公共団体により行われるものであることからすると、対外的折衝をする際に行われた接遇であっても、それが社会通念上礼儀の範囲を逸脱したものである場合には、その接遇は当該地方公共団体の事務に当然伴うものといえず、これに要した費用は公金により支出することは許されない」(最高裁判所平成元年9月6日判決)とされている。

「第15回秋田産業サポーター会議」は、飲食を伴う懇談会であるため出席する場合はその会費(一人当たり6,500円)を負担するのが当然の行為である。

しかしながら、「第15回秋田産業サポーター会議」へは、副市長・ジオパーク推進室長計2名が出席し、会費以上の金額(30,000円)を食糧費から支出している。

この行為は、食糧費から支出した金額として適切であるかどうかの判断である。

上記最高裁判所判決により今回の支出が、当市においての対外的折衝による接遇である場合であれば、その経費を支出する場合において社会通念上礼儀を逸脱しなければ違法ではないが、「第15回秋田産業サポーター会議」は当市が主催し外部の参加を求める会議ではなく、秋田産業サポータークラブから当市へ会議時に本市における取組を紹介したいとの依頼があり、それを承諾し副市長から「ジオパークと地熱開発」についての活動報告を行い、その後の第2部の懇談会に副市長等が参加したものである。

したがって、「第15回秋田産業サポーター会議」懇親会への参加の目的は、サポーター会議の会員等の方との友好等を図るための参加であり、会費以上の金額を食糧費から支出した行為は、市政発展のため参加した方に対し日頃からの協力等に感謝したいとの思いは十分理解できるが、この会へ支出した金額としてはふさわしくないと云わざるをえない。

このことにより、支出した金額30,000円から会費分13,000円(@6,500円×2名)を差し引いた残り17,000円が不適切な支出と判断される。

第7 市長に対する勧告

本件請求に係る監査委員の判断は、上記で述べたとおりであるが、地方自治法第242条第4項の規定に基づき、市長に対して次に掲げる措置を講ずることを勧告する。

1 措置すべき事項

平成25年7月29日東京都内で開催の「第15回秋田産業サポーター会議」の際の食糧費から支出した30,000円のうち、不適切に支出した金額は17,000円であるから、適切な是正を講じること。

2 措置期限

平成26年11月18日

上記の措置すべき事項について、地方自治法第242条第9項の規定により、期限内に所要の措置を講ずるとともに、その措置の状況を監査委員あて通知すること。

第8 監査委員の意見

交際費・食糧費の支出については、住民の負担する税金で賄われていることに鑑み、疑念や不信を抱かれることのないよう透明性を確保すると共に、公益性・行政効果を十分に考慮したうえで適切に対応すべきである。